

令和 7 年岩見沢市議会第 2 回定例会

新 旧 対 照 表

議案第 4 4 号

議案第 4 4 号 岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 1

現 行			改 正 後		
附 則 (長期在職者等の退隠料等の年額についての特例) 第 3 条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和 6 年 4 月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。			附 則 (長期在職者等の退隠料等の年額についての特例) 第 3 条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和 7 年 4 月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。		
退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額
6 5 歳以上の者に給する退隠料	退隠料についての最短恩給年限以上	1, 163, 300 円	6 5 歳以上の者に給する退隠料	退隠料についての最短恩給年限以上	1, 185, 900 円
	9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	872, 400 円		9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	889, 400 円
	6 年以上 9 年未満	697, 900 円		6 年以上 9 年未満	711, 500 円
6 5 歳未満の者に給する退隠料 (増加退隠料に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短恩給年限以上	872, 400 円	6 5 歳未満の者に給する退隠料 (増加退隠料に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短恩給年限以上	889, 400 円
6 5 歳未満の者で増加退隠料を受けるものに給する退隠料	9 年以上	872, 400 円	6 5 歳未満の者で増加退隠料を受けるものに給する退隠料	9 年以上	889, 400 円
	6 年以上 9 年未満	697, 900 円		6 年以上 9 年未満	711, 500 円
遺族扶助料	退隠料についての最短恩給年限以上	813, 400 円	遺族扶助料	退隠料についての最短恩給年限以上	829, 200 円
	9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	610, 000 円		9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	621, 900 円
	6 年以上 9 年未満	488, 000 円		6 年以上 9 年未満	497, 500 円

議案第 4 4 号 岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 2

現	行	改	正	後
(遺族扶助料の年額に係る加算の特例)		(遺族扶助料の年額に係る加算の特例)		
第 4 条 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に当該各号に掲げる額を加えるものとする。		第 4 条 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に当該各号に掲げる額を加えるものとする。		
(1) 扶養遺族(岩見沢市恩給条例第 3 4 条第 1 項に規定する遺族をいう。以下同じ。)である子(18 歳以上 20 歳未満の子にあつては、重度障害の状態である者に限る。)が 2 人以上ある場合 <u>273,900 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 2 人以上あるときの加算額が <u>273,900 円</u> を上回る場合にあつては、恩給法等の一部を改正する法律(昭和 51 年法律第 51 号。以下この項及び次項において「昭和 51 年法律第 51 号」という。)附則第 14 条第 1 項第 1 号の政令で定める額を <u>273,900 円</u> に加算した額)		(1) 扶養遺族(岩見沢市恩給条例第 3 4 条第 1 項に規定する遺族をいう。以下同じ。)である子(18 歳以上 20 歳未満の子にあつては、重度障害の状態である者に限る。)が 2 人以上ある場合 <u>279,100 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 2 人以上あるときの加算額が <u>279,100 円</u> を上回る場合にあつては、恩給法等の一部を改正する法律(昭和 51 年法律第 51 号。以下この項及び次項において「昭和 51 年法律第 51 号」という。)附則第 14 条第 1 項第 1 号の政令で定める額を <u>279,100 円</u> に加算した額)		
(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が 1 人ある場合 <u>156,400 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 1 人以上あるときの加算額が <u>156,400 円</u> を上回る場合にあつては、昭和 51 年法律第 51 号附則第 14 条第 1 項第 2 号の政令で定める額を <u>156,400 円</u> に加算した額)		(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が 1 人ある場合 <u>159,400 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 1 人以上あるときの加算額が <u>159,400 円</u> を上回る場合にあつては、昭和 51 年法律第 51 号附則第 14 条第 1 項第 2 号の政令で定める額を <u>159,400 円</u> に加算した額)		
(3) 60 歳以上である場合(前 2 号に該当する場合を除く。) <u>156,000 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定		(3) 60 歳以上である場合(前 2 号に該当する場合を除く。) <u>159,000 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定		

議案第 4 4 号 岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 6 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する加算額(国民年金法(昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号)第 2 7 条の 3 又は第 2 7 条の 5 の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。次項において「厚生年金加算額」という。)が<u>1 5 6, 0 0 0 円</u>を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 1 項第 3 号の政令で定める額を<u>1 5 6, 0 0 0 円</u>に加算した額) 2 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する遺族扶助料を受ける者については、その年額に<u>1 5 6, 0 0 0 円</u> (厚生年金加算額が<u>1 5 6, 0 0 0 円</u>を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 2 項の政令で定める額を<u>1 5 6, 0 0 0 円</u>に加算した額) を加えるものとする。	により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 6 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する加算額(国民年金法(昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号)第 2 7 条の 3 又は第 2 7 条の 5 の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。次項において「厚生年金加算額」という。)が<u>1 5 9, 0 0 0 円</u>を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 1 項第 3 号の政令で定める額を<u>1 5 9, 0 0 0 円</u>に加算した額) 2 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する遺族扶助料を受ける者については、その年額に<u>1 5 9, 0 0 0 円</u> (厚生年金加算額が<u>1 5 9, 0 0 0 円</u>を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 2 項の政令で定める額を<u>1 5 9, 0 0 0 円</u>に加算した額) を加えるものとする。